

仕様書

1. 件 名 郵便料金計器賃貸借契約

2. 数 量 1 台

3. 契約期間 令和6年9月1日から令和11年8月31日まで（60か月）
地方自治法234条の3の規定による長期継続契約。ただし、契約締結日の翌日から令和6年8月31日までは、準備期間とし無償とする。

4. 設置場所 佐野市役所6階 文書集配室

5. 郵便料金計器仕様

【参考機種:ピツニーボウズ社製 郵便料金計器 SendPro® MailCenter 2000】

(1) 機種

- ①日本郵便株式会社の指定製品であること。
- ②新品であること。
- ③印影の印字、計量及び通信の機能を有すること。
- ④省電力等の環境に配慮した機能を有し、かつ、次号に掲げる要件以上の機能を有すること。

(2) 機器機能要件

- ①処理速度が自動計量時100通／分以上であること。
- ②最大で7kgまで計量可能な電子スケールが標準装備であること。
- ③部門の選定、郵便料金の設定等がカラーディスプレイによりタッチパネルで操作できること。
- ④郵便物の自動搬送（オートフィード）機能を有すること。
- ⑤異なるサイズ及び重量が混在する郵便物を自動搬送し、それらのサイズ及び重量を自動計量して、それぞれに応じた郵便料金を算出し、印字できること。
- ⑥自動搬送された複数の郵便物の中から、事前に指定した郵便区内特別料金に該当するものを自動計量し、その郵便料金を印字する機能及びその際に該当にならない郵便物には料金を印字しない機能を有すること。
- ⑦指定した郵便料金の金額をロールシールに印字し、出力できること。
- ⑧郵便料金後納扱いとすることができる機能を有し、その機能を使用する際、後納スタンプの印字の有無が選択できること。
- ⑨後納郵便の集計機能を有し、差出票を出力できること。
- ⑩ソフトウェアのアップデート、郵便料金改定時等は、通信機能により対応できること。

- ⑪自動日付更新機能を有すること。
- ⑫集計機能を有し、指定した部署・予算ごとの日報及び月報その他の集計情報を外付けプリンターから出力できること。
- ⑬不正防止のため、印影には通数累計及び乱数の印字を行うこと。
- ⑭部門集計が100部門以上可能であること。

(3) その他

- ①当初の使用に必要な消耗品等を本体と同時に納品すること。
- ②導入から1年間は無償補償期間とすること。
- ③集計情報等を出力する外付けプリンターを付属すること。
- ④既定の設定呼出し等に使用するバーコードスキャナーを付属すること。
- ⑤郵便料金計器専用の架台を付属すること。

※上記以外にも機能上必要な設備が整っており、契約期間内の使用に十分耐え得る機種であること。

6. 契約金額について

契約金額には、次の費用を含むものとする。

- (1) 郵便料金計器一式の搬入、組立て及び機器使用に係る一切の設定に要する費用
- (2) 納入機器を運用するために必要な郵便局への申請登録の手続きに要する費用
- (3) 担当者への事前操作研修の実施に要する費用
- (4) 郵便料金計器の保守費用

※60か月分の本体、付属品の借上料及び保守料金の合計額（税抜）をお見積りください。

7. 保守点検等について

- (1) 保守の対応時間は、月曜から金曜日（祝日及び閉庁日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、機器類の停止等を伴う場合は、この限りでない。
- (2) 保守員は、郵便料金計器が常に良好に使用できる状態を維持できる能力を有した専門技術員とする。
- (3) 郵便料金計器の使用頻度に応じ、故障が生ずることのないよう必要に応じて整備を行うこと。
- (4) 修理点検等の依頼があった場合、おおむね2時間以内に作業を開始すること。
- (5) 郵便料金計器に頻繁に故障が生じ、正常な状態で使用できない場合は、受注者は、速やかに代替機を配置すること。
- (6) 郵便料金計器の状況を常に把握し、必要に応じて報告及び操作指導をすること。

8. 賃借料の支払方法

支払いは毎月払いとし、毎月初めに前月分の賃貸料を佐野市に請求するものとする。

佐野市は適法な支払い請求書を受理した後 30 日以内に賃借料を指定の銀行口座へ振込む。

9. その他

契約期間の満了後は、当該郵便料金計器を再リースする契約を別途締結し、又は返却するものとする。ただし、返却する場合は、機器の撤去、搬出及び廃棄に係る費用は、受注者側にて負担すること。